

美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例の 一部を改正する条例（案）について

1. 条例改正の概要

下米田さくらの森では、美濃加茂市森林公園の設置及び管理に関する条例に基づき、花見の広場に限り火気の使用が可能となっている。しかし、近年バーベキュー利用に関する苦情（騒音、占拠）やごみの放置、火の不始末や地元ごみ集積所への不法投棄等の問題も発生しており、地元住民や公園清掃受注団体ほか関係者への聞き取りにおいても、火気使用廃止を求める声が多い。

市内ではみのかも健康の森やリバーポートパーク等、有料でバーベキュー利用ができる環境も整備されており、それに加えて、令和2年度からは、さくらの森周辺にて市民協働で遊歩道の整備も進められており、令和3年度も別ルートでの遊歩道整備が実施される予定であることから、森林公園本来の設置目的、適正な機能が発揮されるよう、火気の使用について禁止を検討するもの。

【改正箇所】

第14条 森林公園の火気を使用することができる場所及び遵守事項は、次のとおりとする。ただし、市長又は指定管理者（以下「管理者」という。）は、火気の使用が適当でないとき、その使用を中止させることができる。

名称	場所	遵守事項
<u>下米田さくらの森</u>	<u>花見の広場</u>	(1) <u>行楽及びレクリエーションを目的とした野外料理のためだけに使用すること。</u> (2) <u>簡易なコンロ等を持参して使用すること。</u> (3) <u>火災を起こさないよう注意を払い、良識を持って後片付けを行うとともに、ゴミは持ち帰ること。</u>
みのかも健康の森	グルメの丘	指定管理者の指示に従うこと。

※下線箇所について削除する。

2. 条例の施行予定日

令和4年4月1日